

# なぜ銀のペニー貨は中世イングランドにおいて流通したのか

— 権力Ⅱ王権と銀品位と信用Ⅱ貨幣製造人の三位一体 —

鶴島 博和

## 問題の所在と考察の視点

富は常に歴史研究における主要な研究課題であった。しかし、近代以前において宗教組織によつて是認された富の形態は貨幣のみであったと言つてよいであろう。にもかかわらず、ピーター・スパツフォードが苦言を呈したように、貨幣研究者を除くと、中世史研究が貨幣について十分な注意を払ってきたとはいひがたいのである。前近代においても、貨幣が地域世界内をあるいはそれを超えて還流する「関係の血液」であったにもかかわらず、である。<sup>①</sup>

貨幣制度の全体を扱うとき、①素材、②発行主体、③製造者、④生涯という四つの要素を設定したい。それは、この四つが、貨幣の体と命という、貨幣を他の貴金属から区別する特徴を現しているからである。それゆえに、貨幣はそれ自身の意匠をもつのである。図像であれ銘文の形であれ、「顔」と言い換えてもよいだろう。貨幣は独自の形態、量目、品位という体をもつ。そしてそれらの背後に独自で複雑な社会をもつのである。

本稿が扱う時代においてさえ、貨幣は流通の複雑なシステムのなかにあった。その一方の極においては、多様な品位と

量目をもつ地域的な通貨が存在し、その一方で、それ自体の政治的文化的領域内は言うまでもなく、それを超えて流通する「基準通貨」とよべるような貨幣が存在した。本稿で扱う中世イングランドのペニー貨もそうした基準通貨の様相を呈した銭貨であった。

では、なぜ貨幣は流通したのか。これは長い間、歴史家のみならず、経済学者や哲学者を悩ませてきた問題であろう。もちろんこの小論でこの大きく難しい問題に解を出すつもりはない。本稿の目的は、解に接近する導きの糸を見出すための視点を示すことにある。しかしその前に、検証する対象の時間と空間を確認しておこう。本稿では、九七三年頃から一一三五年頃までのイングランドの貨幣制度を扱う。<sup>(2)</sup> 九七三年はイングランド王国が確立を示す象徴的な年と言ってもよい。そのメルクマールは二つある。ひとつは、フランク王国を意識したエドガー王の戴冠式である。<sup>(3)</sup> そしてもうひとつが、国王による貨幣制度改革であった。<sup>(4)</sup> この改革は後のイングランドの貨幣制度の方向を定めたと言ってもよい。

中世ヨーロッパにおいて、銭貨の製造は原則的には「国王大権」(regalia)に属していた。しかし大陸においては、九世紀から一〇世紀にかけて、「帝國的」フランク王国が解体していくなかで、自立的地域諸権力によってこの権利は占有されていった。これに対して、同じ時期、イングランドではイングランド人の統合王権によって単一貨幣制度が確立したのである。エドガー王の貨幣改革はこの過程での決定的な帰結であった。彼以前には、王国レベルでの一様な銭貨製造はその実現途上にあつた。しかし、改革以降、ほぼ同じ意匠(補註)、同じ量目と品位をもつ一つの型のペニー貨が、王国中で王権によって認可された銭貨製造人と製造場で打刻され、それが一定の期間を経て次の型に更新される制度が確立したのである。<sup>(8)</sup>

銀のペニー貨は、表面(Obverse)の中央に国王の肖像とその周囲の円環に王の名前と称号が刻印され、裏面(Reverse)には中心に十字架、周辺の円環には銭貨製造人の名前と製造場が刻印された。<sup>(10)(11)</sup> 意匠は、一年から六年ほどの間隔で変更された。<sup>(12)</sup> 個別の銭貨のもつ寿命は、大陸の銭貨と比較して短いと言える。ヘンリー一世が、一一二五年に彼の所謂一五型(表一の一五六型)を発行した際に規則的な短期的意匠更新を変更した可能性はあるものの、彼の死によってそれは確認できな



図一 エドガー王の改革銭貨（一型：九三七—九七五年：「改革」）  
 製造場：ヨーク (EFERP)、製造人：ウルフリック (Wulfric; PVLFRIC)。表面 +EADGAR REX ANGLORVM。裏面 +PVLFRIC MO EFERP。EMC number 2001.0552。<sup>(14)</sup>  
 The Fitz William Museum のご好意による。

い。王位を継承し、イングランドを内乱に導いたステイーン王は古い制度を復活した。一一五八年の改革によってヘンリー二世は短期的な意匠の更新制を廃止した。しかし、一一八〇年の改革で同王は銭貨製造人と両替人を分離したとは言え、エドガーとエセルレッド二世によって定礎された貨幣制度の基本的特徴は、更新制度を除くと、一二七九年のエドワード一世の改革によって銭貨製造人の名前が消えるまで続いたのである。銭貨の意匠、海外銀貨の国王銀貨への打ち直し、そして短期間での更新は、一〇世紀のイングランドの王権の行政能力の高さの証明とされた。<sup>(15)</sup>しかし、この「役人なき行政」は、中央の国王宮廷から離れた各地域の銭貨製造人が国王の命令（権力と権威）を受容したことによって可能であった。そして、そこには常に命令を伝達する使者あるいは媒体と、口頭であれ書簡であれ、コミュニケーションの手段が存在していたことを忘れてはならない。

以下、一 素材 || 銀、二 発行主体 || 権力と権威、三 製造者 || 銭貨製造人、四 生涯という四つの視点から銭貨の流通を検討して課題に込めたい。

ピーター・スバッフォードが指摘しているように、「後期アングロ・サクソン時代において、稼動していた都市の錢貨製造場の数は、九七〇年代の二五から一〇世紀の終わりまでには七〇にまで増えたが、この増加は、都市の繁栄とドイツから流入した新しい銀との関係を跡付けるもの」であった<sup>15</sup>。ベータは、イングランドが、銅、鉄、鉛そして銀に富む鉱物資源の豊かな土地である、と述べているが、イングランド内の銀の産出量は時期的にも地域的にも限られており、流通した銀貨の生産には不十分であった。

ゴスラー (Goslar) における銀山の発見は、九六〇年代のドイツにおける新しい銀貨製造を活性化したのである。<sup>16</sup> 時期的にみても、エドガーの戴冠と貨幣改革に影響を与えたであろう。しかし、ドイツの銀鉱山は、イングランドのペニーの唯一の源泉ではなかった。ピーター・ソーヤーは、「国内の銀山は開発されたが一一世紀においてイングランド人によって獲得された巨大な銀の蓄積を説明するには十分なものとは思われない。もし、イングランドの銀が主として国内の銀山からもたらされたものであれば、この時代の国王たちは、彼らが行ったような規模での税を課す必要はなかったであろう」として、大陸との羊毛交易こそがイングランドに富をもたらした、と結論したのである。<sup>18</sup> 二〇〇〇年までにイングランド南部で出土した六〇〇年から一一八〇年までの個別発見貨を、二五年ごとに区切ってその数を示すと、<sup>20</sup> どの時代よりも七〇〇年からの二五年間に出土したものが圧倒的に多く、次の二五年の七五〇年までに出土したものがそれに次いで多いという。その多くが、イングランド内のものであると同時にフリースランドやラインランドから流入してきたもので、交易による銀貨の流入は確かであろう。

しかし、フリースランドを中継してライン川とテムズ川を結ぶ回廊を経由した錢貨だけで、イングランド内部で製造さ

れた錢貨のすべての由来を説明できるのだろうか。属州ブリタニアの遺産とも言うべきローマの錢貨も大量に出土して、それが再利用された可能性もある。

イングランドの銀貨の由来はこれだけでない。数は少ないが、イスラーム貨幣もまた流入してきた<sup>2)</sup>。北ヨーロッパで出土したデイルハム (dirham) 銀貨は、二〇万枚に及ぶ。そのうち、スウェーデンで一八万枚出土し、西に行くにつれて出土数は激減する。イングランドではわずか一六四枚のデイルハム銀貨と七枚のデイナール金貨しか確認されていない。しかし、イングランドでは、異教徒の錢貨は鑄潰されて新たな銀貨に打ち直された可能性が高いことを考えると、実際に流入した銀貨はそれなりの数に上ったであろう。一七一枚の貨幣は、九つの埋蔵貨幣群と五九枚の個別発見貨からなり、その大半がロンドンとチェスターを結ぶ線の東側の「デーン・ロー地域」で発見されている。その八八%はアッバース朝とサーマン朝の錢貨で、明らかに北回りでイングランドに入ってきたものである。一方、後期ウマイヤ朝のものは四枚、そのうち南からの玄関であるサウサンプトンでは一枚しか発見されていないのである。西フランクのロワール川以北では、ほとんどデイルハム銀貨が発見されていないことを考えると、イングランドは北回りの銀貨の終着点であった、と言ってよいであろう<sup>3)</sup>。

イングランドにおける銀のストックは、主として銀貨の形でなされた。流入した銀や銀貨は国王銀貨に打ち直されてこのストックに加えられたのである<sup>4)</sup>。それでも、銀の流入源がいくつかあるにせよ、九六〇年代のゴスラーの銀山開発は、イングランドの王権が九七三年以降、皇帝（王権）型の錢貨を継続的に発行していくことを可能にした動力源であったことは否定できない。エドガー王が九七三年にフランク型の戴冠式を行ったのは偶然ではなく、おそらくはオットー一世の戴冠と「帝国」を意識したものであろう。皇帝型の錢貨は、高い品位と安定した量目と、権力の表象（とくに皇帝像）をその特徴としていた。

イングランドの錢貨は、継続的に、後のスターリング基準<sup>5)</sup>となる九二・五%を超える銀の含有量を誇っていたと言わ

れる。しかし、金属の成分分析は容易ではなかった。化学分析法は成分分析において正確さに問題があり、何よりも銀貨を破損する犠牲をともなった。蛍光X線 (XRF) や電子プローブ微小部分分析法 (EPMA) が用いられるようになって、ようやく正確なデータが集まり始めた状況である。一〇六枚のエドワード古王からエドガールの貨幣改革以前 (八九九年から九七三年) までの銀貨の品位は、五〇%から八五%程度の水準であった。これに対して、エドガールの改革銀貨は九五%から九七%と純銀に近く、九七九年のエセルレッド王以降も九〇%から九六%の水準を維持していた。ただ、エセルレッド二世の一〇〇九年の一〇型 (最終小型十字型) から一〇五一年のエドワード証聖王の二二型 (拡大十字架)<sup>26</sup> まで品位が低下したのが見られる。ウイリアム一世からヘンリー一世までは十分な資料がないが、ヘンリー一世の五一型が八五%前後、最後の五六型が化学分析で金と鉛も含めて八七・八七%なので八五%程度と推定してよいであろう。<sup>27</sup>

品位に対して量目は変動した。重量基準はエドガー以降も一一世紀後半になるまで統一性はなかった。同じ型の銀貨でも複数の重量基準が使用されたし、同じ製造場でも時期によって複数の重量基準が使用されていた。<sup>28</sup> エセルレッド二世の頃までは、最大で一・七五グラム (二七トロイグレイン) の重い基準を維持していたが、一〇二三年のクヌート王の二二型 (尖った兜) からエドワード王の一〇五一年の軽量二二型 (拡大十字架型) まで、最大でも一・一七グラム (一八トロイグレイン) の時代が続いた。クヌート王はそれまでの三分の二の重さの重量基準オーラ (オンス)<sup>29</sup> を採用したといわれる。この軽量ペニーの採用は、同じ型の銀貨でも更新の時期が近づくとも軽量化して税支払いを円滑にするように目論んだ可能性や、<sup>30</sup> 一〇二三年から一〇五一年までが、ヘルゲルドが課された時代であることを考えると、そこに徴税を円滑にするという王権の政策的な意図を読み取ることもできるだろう。ウイリアム一世は二〇ペンズで一オンスの新しいペニー重量を採用した。<sup>32</sup> 重量ペニーと軽量ペニーの中間の重さ (二二・五グレイン…一・四六グラム) が生まれ、これが一五二六年まで国王銀貨製造場で使用されたタワーポンドという基準重量となった。<sup>33</sup>

ここでひとつ注意したいことは、銀の重量基準と銀貨の重量基準は同じではないことである。リオンによると一ポンド

から二五四・五ペンス(枚)のペニー貨が製造されたという。<sup>34</sup>このうちの14・五ペンス(約6%)が錢貨製造所への手数料にあてられた。したがって、実際のペニー貨の基準となる量目は1・三七グラムとなる。ヘンリー一世の時期に多少の減量はあるものの、錢貨の理想量目ほぼこの1・三七を基準として推移したと言つてよいであろう。<sup>35</sup>

高品位と信頼性のある一定の量目は、錢貨自身が内蔵する信用の担保であった。しかしそれだけであれば、銀塊や銀粒でもいいはずで、流通するためには「品位という体」だけでなく、表と裏の顔が必要だったのである。

## 二 発行主体Ⅱ権力と權威

「我らは平和の改善と錢貨発行の改善を真摯に考えよう。平和の改善は、世帯主にとって最善のことであり、盗人にとつては最悪のことであるように、そして錢貨発行の改善とは、一つの錢貨のみが、悪しきことなしにこのくにあまねく流通することであり、何人もこれを拒否してはならない(「クヌート王第二の定め」八章)<sup>36</sup>」

これは一〇二〇年か二一年にウインチェスターで開催された国王会議でクヌート王が発した声明である。<sup>37</sup>国王は、これに続く八章の一と二で贖金作りに断固たる態度に出ている。

平和の宣言とよき貨幣制度は、国王の權威の表明であり、戴冠式の約束事であった(*a promissio regis*)。ヘンリー一世の戴冠式チャーターには、こうある。「もし、錢貨製造人であれ、誰であれ、悪しき錢貨をもつていて逮捕されたものは、正しき正義が彼の上になされなければならない：朕は我が王国において平和を確立する。それゆえこの平和はそれ以降守らねばならない」と。戴冠と平和と錢貨発行は、同じ文脈で語られたのである。

錢貨は王権(*regalia*)を表象するために冠を被った国王像を描くことを主要なモチーフとしてきた。そのクライマックスにあるのが、エドワード証聖王の二四型(「王権と鷹」)である(図二)。錢貨の表面には三つの尖頭をもつ王冠を被



図二 エドワード証聖王の二四型（「王権と鷹」）（一〇五六～五九年）。製造場：リンカン、製造人：マナ（Mana）。重量一・二五グラム。（鶴島所蔵）

り、右手に王笏をもち左手に宝珠をいだくエドワードが座している姿が描かれ、周囲には「+イングランド人の王エドワード（+EDWARD (us) REX ANGLIO (RUM)）」という名前と称号が刻まれている。裏面は内円に中抜き十字架が位置しその四隅に鷹が描かれ、周囲には「リンカンのマナ」という銭貨製造人と銭貨製造場の名前が刻まれている。国王の姿は、座して横を向いている以外は、「バイユーの綴織」に描かれたハロルド二世の戴冠式での出で立ちと同じである（後述一三一頁、図四参照）。まさしく銭貨はレガリア（王権の表彰）に属していたのである。

貨幣制度を構築するために、王権は度量衡の遵守を命じ、どの程度実現できたかどうかは別にして、銭貨の製造と流通の過程に統制の網を張ろうとした。エセルスタン王（在位九二四—三九年）からエドガー王（在位九五九—七五年）にかけて、「統合王権<sup>38</sup>」の形成途上にあつたマシアを内包するウェセックス複合王権<sup>39</sup>は、貨幣制度の確立のために努力を怠らなかつた。エセルスタン王は、「王国には、市場で造つた一つの型の銭貨しか流通させてはならない」と宣言した。イングランドは地域的な銭貨を効果的に排除し、王権のもとでのただ一つの公式の通貨を恒常的に発行する組織化された貨幣システムを構築しようとしたが、それが現実のものとなつたのはエドガー王の治世末期、九七三年頃に製造され始めた改革銭貨からである<sup>40</sup>。

「王国には一つの貨幣制度（an *myne*）しか存在してはならない。そして誰も市場町（*gote*）以外で銀貨を打造してはならない。もし銭貨製造人が罪を犯せば（品位を下げるとか量目を軽くするか）、その手を切断し、その手を銭貨製造場に吊すべし。訴えられたものは、熱した鉄の神判をうけるべし。〔無罪であれば〕抵当



としていた手を取り戻すが、有罪であれば、その手を切り落として贖うべし。「エセルスタン王第二の定め」一四章、一四章の一」

しかし、エセルスタンの布告にもかかわらず、彼の一五年の治世の間には、四つの基本的な型が存在したし、そこには統合以前の、イングランド人あるいはスカンディナヴィア人支配者の影響下にあった、ウエセックス、マーシア、イースト・アングリア、ファイブ・バラ、ノーサンブリアの諸王国の錢貨システムの継承が確認<sup>(4)</sup>できる。エセルスタン治世の最大の特徴は、錢貨製造人と製造場がセットで打刻された錢貨が、型としてはじめて継続的に出現したことである。王は、製造人が市場町で製造し、国王の定めによつて流通を保証した先駆的「法貨」の発行を政策とし、地域に在所する錢貨製造人に錢貨の信用と発行の責任の一端を担わせたのである。

エセルスタンは、錢貨の製造に関して初めて布告を出したことが知られている王で、その製造場は、ヨークとグロスターを結ぶ線の西側にまで拡大していた(図六参照)。交易の中心地域であったこの線の東部の豊富な銀貨を、王国の全域へ吸収することで、統一的な錢貨発行への道を開こうとした。しかし、錢貨の統一は、けして容易なことではなく、続くエドガー王、エセルレッド王、そしてクヌート王も、常に一つの型の錢貨が流通するように命令を発し続けたことがそれを物語っている。

エドガー王は、以下のように命じている。

「ひとつの錢貨が王国を通して流通すべし。そしてだれもそれを拒否してはならない。ロンドンやウィンチェスターで使用されていた一つの秤と基準の重さがなければならない。羊毛の一ウエイ<sup>(4)</sup>は、一二〇ペンスで売られるべきで、なに者もそれより安い価格で販売してはならない。そして、誰であれ羊毛をより安価な価格で購入あるいは販売したもの

は、それが公然であれ秘密裏であれ、国王に六〇シリングを支払うべし（「エドガー王第三の定め」八章、八章の一、八章の二）<sup>(44)</sup>」

エドガーは錢貨の受領を拒否することを禁じた。さらに、度量衡をロンドンとウインチェスターのものに統一していうとした。<sup>(45)</sup> 錢貨の定め文脈で、羊毛の価格統制がなされているのは、銀獲得の源が羊毛交易による収益であることを、王権側が認識していたことを示しているだろう。

しかし、エドガーは九七五年に没したので、改革成果を見ることはなかったし、あとを継いだ息子のエドワード殉教王も暗殺されたこともあって治世は四年という短命に終わった。エドガーの改革を受け継いで、王国の貨幣制度を軌道に乗せたのはエセルレッド二世であった。「エセルレッド第四の定め」から国王による貨幣政策を知ることができる。

「(五章) 彼ら〔宮廷の貴顕たち〕は、以下を定めた。贖金を造った者、良き錢貨を製造人のところに持ち込み、質と重さの不良な悪貨に造り替えるように買取した交易者、そして秘密裏に打型を造り、そこに別の錢貨製造人の名前を刻んで、贖金造りに販売した者の間に区別はない。

(五章の一) それ故に、賢人会は、これら三種の者たちが同じ罰〔手の切断〕をうけるべきこと…。

(五章の二) 訴えられた者がイングラント人であれ異邦人であれ、完全なる神判によって身の潔白を証明すべきこと…。

(五章の三) 贖金造りは手を切り落とされてその手は錢貨製造場で晒されるべきこと…。

(五章の四) 錢貨製造人が、森あるいは同様の場所です仕事をした場合、国王の恩赦がないかぎり、その命で贖うべし。

(六章) 誰であれ、適正な重さと質をもつ錢貨は、それが朕の王国のどこの都市で造られたのであれ、その受け取りを拒否してはならない。…。

(七章) 朕は、質と重さにおいて劣る悪しき錢貨をもたらしした交易者に関して、以下のことを命ずる。すなわち、彼らは保証人を指定しなくてはならない。

(七章の一) もしそれができないのであれば、朕の決定に従って、彼らの人命金あるいは命で贖うか、あるいは朕が述べた同じ方法によって〔神判で〕身の潔白を証明しなくてはならない。たとえ彼らが、交易において使用した錢貨が悪貨であったということを知らなかつたとしても、である。

(七章の二) その後〔身の潔白が証明された後〕、件の交易者は、国王の許可を受けている錢貨製造人から、悪しき錢貨を適正な重さの正貨に両替してもらうことで、自らの不注意の料金を支払わなくてはならない。

(七章の三) このような不正行為の幫助を行った都市の役人は、彼が指名した陪審の宣誓か、神判による雪冤がなければ、贖金造りと同じ罰を受けることになる〔手の切斷<sup>46</sup>〕。〕

国王の賢人会は、贖金、悪貨、偽の打型を禁じ、それらを使用する錢貨製造人や利用する交易者に、製造場を市場や都市に限定し、それ以外の場所での製造を禁止し、違反した場合は死罪を課すと宣言した。森での製造は原則死罪であった。王権にとって、銀貨の製造場所を自らの役人を通して統制下に置くことも贖金や悪貨の摘発と同じくらい優先度の高い事項であった。錢貨の裏側に、製造人と製造場を刻印したのは、製造人に質保証と場所の責任を負わせたからである。

王権は、「法貨」の受け取り強制と基準となる度量衡を命じた。しかし「どこで造られたのであれ」という条件は、錢貨製造人や製造場によって信用の差があり、選り銭が行われたことを示唆している。悪貨を持っていた交易者は、それが故意であれ無作為であれ、見つければ証人をそろえて身の潔白を証明しなくてはならず、有罪とされた場合は死罪であった。不注意で悪貨を保持していた場合でも、手数料を払っての「法貨」への両替が強制されたのである。悪貨とは、偽造貨あるいは異邦の錢貨のことであろう。これらの命令がどの程度実行性をもっていたかはまず措いても、政策のレベルで、

エセルレッドの宮廷は、貨幣制度を、製造、度量衡、そして流通の側面から、統制しようとしていたことがわかる。

海外からもたらされた銀塊や錢貨は、市場の錢貨製造人によって「法貨」に両替された。前述の（七章の二）は両替が強制であったことを示している。九七三年から一〇九〇年まで、イングランド国内で流通していた海外錢貨は全体の四％であった、とメタカフは推定している。<sup>47</sup> 海外の錢貨を含む悪貨は国王ペニー貨に作り直されて王国内で流通した。この時期のイングランドの埋蔵貨に異邦の錢貨が極端に少ない理由はそこにある。メタカフの推定値が正しいとすれば、当時のイングランドの錢貨の王国内流通占有率は驚くべき高さであり先駆的「法貨」とよぶに相応しいと、言える。

王権による「法貨」の製造、受領と両替強制の命令は、長い一一世紀の時代にかかりの確度で実行されていた、と推定してよいであろう。しかし、当時の宮廷は、国王命令を実施し監視するような強制力をもった役人組織を持ち合わせておらず、「中央集権」とか「行政」とよべるような統治を行ってはいなかった。「エセルレッド第四の定め」の続きをみてみよう。

「（八章）国王は、彼のデーン人とイングランド人たちの間の、司教たち、伯たち、そしてすべての役人たちに、以下のことを助言しかつ命じる。すなわち、悪貨を製造しそれを国中に拡散させていく者を見張るように。

（九章）錢貨製造人の数はこれまでよりも少なくすべし。すべての主要な都市に三人、その他の都市に各々一人ずつを置くべし。

（九章の二）錢貨製造人は、雇用人が適正な重さをもつ錢貨を製造するよう責任を負うべし。「怠った場合には」これまで朕が定めたのと同じ罰を受ける。

（九章の二）都市を任されたものは以下のことを遵守すべし。… 鍾は、朕の錢貨製造場で、使用された基準に従ったことを刻印すべし。刻印は、一ポンドが一五オール<sup>48</sup>であることを示すべし。

(九章の三) 貨幣制度は、あなたがた(国王評議会<sup>49</sup>)の教示に従って、朕が定めた決定による基準どおりに維持されねばならない。<sup>50</sup>」

王権は「法貨」の製造のために、悪貨を造り流通の秩序を乱すものを監視し、「平和」を維持する担い手が必要としていた。地域の現場でその任を担ったのが、セイン<sup>41</sup>たちであり、製造の職人集団を統括していた錢貨製造人であった。

### 三 製造者Ⅱ 錢貨製造人

長い一世紀における錢貨製造場(ミント)とは、親方を中心とした錢貨製造集団とその主たる活動の場のことで、工房そのものではない。「エセルレッド第四の定め」(九章の一)は、錢貨製造人が、自分の雇用人による製造にも責任をもつことを定めている。ペニー貨の裏に刻まれた錢貨製造人名は、個人名というよりは、打ち型を受領した親方を中心とした職人の組であったと考えたほうが理解しやすい。事実、職人が親方の名前で複数の製造場で作業をしていたことが確認できるのである。例えば、五型(「祝福の手」)は、九九一年に数週間しか使用されなかった短命なペニー貨だが、オスファース(Osfeht)という珍しい名前の錢貨製造人が、ロチェスタ、ロンドン、セトフォードという距離の離れた場所で活動していた。<sup>42</sup>親方オスファースの名前は、ひとつのブランドであった。

しかし、ブランドとは言っても、職人集団のあり方は多様であった。ここで三つのモデルを想定してみたい。最初のグループは、長期間、一ヶ所で活動する錢貨製造人あるいは同じ名前を使う職人集団である。親方の工房が大きければ、オスファースのように徒弟を他の都市に派遣して親方の名前で製造することもあったであろう。二番目のグループは、都市の間を必要に応じて移動する「渡りの職人」である。三番目のグループは、必要な短期間のみ錢貨を製造した職人集団

である。二番目と三番目のグループは区別が難しいが、第一のグループの補助として安定的な錢貨製造に寄与したであろう。

以下錢貨製造人の個別事例を検討して、その世界に迫ってみよう。

一 一世紀後半のサンベルタンのゴシュリン<sup>(54)</sup>によるカンタベリの『聖アウグステイヌスの奇跡譚』に次のような記述がある。

「〔鶴島抄記〕カンタベリの市民であるウルフロンとエセルレッドの兄弟そしてエセルレッドの息子のシーレッドは、彼らの技術を駆使して貧困から身を起し豊かな生活をおくるようになった。三人は協力して錢貨製造人を含むあらゆる種類の金属加工の職人を求めてイングランド中の都市を訪問する旅をした。そして彼らから〔仕事に使用して壊れた〕打ち型、灰（骨粉）、浮きかす（ドロス）、一酸化鉛（リサージ）、鋳滓（スラッグ）、壊れた坩堝、「金箔か銀箔（の混ざった破片）」を得たのである。彼らはそこからわずかばかりではあるが、高価な金属を抽出していた。ある日彼らはバースにやってきた。そこでいつも通り「金箔か銀箔（の混ざった破片）」を大量に買って、それらを洗浄のために近くの土手に運んだ。そこで「炉として使用するための」道にあった大きな石を掘り出して国王の道に損害を与えた。それでその土地の統治者によって逮捕された。ウルフロンとシーレッドは二〇シリングを払って解放された。シーレッドは若すぎてそのような〔高額な〕金をもっていなかったのだが、聖アウグステイヌスの執り成しによって救われた<sup>(54)</sup>」

この話はいくつかの点で興味深い。まず、浮き滓、一酸化鉛、鋳滓などの存在から、当時、灰吹き法<sup>(55)</sup>によって銀精錬がなされていたことがわかる。このカンタベリの三人の職人は、高度な技術をもっていて、銀加工の副産物や道具に付着した滓から銀や場合によっては金をさらに抽出できたのであろう。<sup>(56)</sup>二〇シリングを即座に支払える程度の持ち合わせを旅の

職人はもっていた。シーレッドはおそらく職人見習いで料金を払えず、体罰を受けるところを聖人によって救われたという話が落ちである。石の台座と薪があれば作業場は比較的容易に設えることができた。しかし、大量の燃料の使用が、地域の森や草地の権利を侵害したことや<sup>57)</sup>、彼らの技術が地域の金銀細工師たちの嫉妬を招いたのであることは、容易に想像がつく。国王の道への侵害は<sup>58)</sup>、彼らを捕縛する絶好の口実であった。

セント・オーガスティン修道院の建立者である聖アウグスティヌスの奇跡譚に描かれているところから、三人は修道院と密接な関係をもつカンタベリの市民であった。「エセルスタン王の第二の定め」でも「カンタベリーでは七人の錢貨製造人をおくべし。国王には四人、大司教には二人、セント・オーガスティン修道院長には一人」(一四章の二)<sup>59)</sup>とあり、修道院には少なくとも一人の錢貨製造人をもつことが認められていた。エドワード証聖王治世(一〇四二―一〇六六年)に、シーレッドという名の錢貨製造人が、一〇六二年から一〇六六年まで活動していた。このシーレッドが前述のエセルレッドの息子であれば、彼らは旅をしながら財をなし、修道院長の錢貨製造人へと上昇したことになる。<sup>60)</sup>

一〇六六年の「ノルマン征服」の後、シーレッドは錢貨製造人としては史料上からその名前が消えたが、その消滅は「ノルマン征服」とは直接関係はないであろう。「ノルマン征服」前にハロルド二世の錢貨二八型(一〇六六年・「平和」)を製造した一四九人のうちの四八人が「ノルマン征服」後もウイリアム王の二九型(一〇六六―一〇六八年・「横向き胸像」)の製造に関わり、三〇型(一〇六八―一〇七〇年・「ボンネット帽」)の製造には七四人が関与していた。ヘンリー一世の一―二五年の錢貨製造人の裁判集会で起こったような錢貨製造人の全面的交代は、「ノルマン征服」前後では起こらなかった<sup>61)</sup>のである。

ウイリアム王は、カンタベリの南側の市壁の内側に最初の城を建設した。その際土地を収用して城を建てたが、そのために一人の市民から地代を取得できなくなったセント・オーガスティン修道院への補償のリストが残っている。その中に、エセルレッドとシーレッドという名がある。この二人がこれまで議論してきたエセルレッドとシーレッド親子という

確証はないが、可能性も否定できないであろう。<sup>(65)</sup> シーレッドは、先の分類で言えば、渡りの金銀細工士から上昇した単発的な錢貨製造人のグループに属していたと言えよう。

一二二九年から三〇年頃、セント・オーガスティン修道院長ヒュー（在位一二六―五一年）が発給した証書に、国王州役人（sheriff）ルアロン・アヴランシユ<sup>(64)</sup>やカンタベリの有力商人ポルドウィン・カウヴェルと並んで、修道院長の証人として、カンタベリの錢貨製造人であるグレゴリとエグモンド・ジュニアが証人として現れている。<sup>(65)</sup> EMCのデータ・ベースから、エグモンドという名の錢貨製造人が一〇八七年から一一三五年の間に、グレゴリという名の錢貨製造人が一一二一年から一二二五年の間に活動していたことがわかる。しかも、二人（実は三人）の製造した型の時期が重なることはなく、修道院長が一人の錢貨製造人をもつ権利を有していたこと、彼らが証書の証人であったことから、二人（三人）は、セント・オーガスティン修道院の錢貨製造人であった、と推定できる。エグモンドは一〇八七年から一一三五年までの五八年という長期間活動していたこと、証書のエグモンドがジュニアというあだ名をもっていたことから、一〇八七年から一一〇三年まで活動していたのが父のエグモンドで、一一一七年から活動したのが息子であろう。一〇五三年から一一三五年までの間で、シーレッド、エグモンド親子、グレゴリという、少なくとも四人の修道院の錢貨製造人の年代記を描くことができるが、この四人が一つの家系に属したという証拠はない。むしろ名前からして、三家系の錢貨製造人であり、彼らは、修道院長の配下にある都市の有力金銀細工士で、その時々々に錢貨製造を請け負っていたと推定できる。移動する職人集団に加えて在地化した地域の有力者が、錢貨製造に深く関与していった事例は、九世紀から確認できる。渡りの職人と在地の職人の共存がなければ、一〇世紀の錢貨製造場の量的空間的拡大は望めなかった。

エドワード王の二一型（一〇四八―五〇年…小地銀<sup>(66)</sup>）を製造したブルンマンは、ノルマン征服前にはカンタベリの市場役人（portreeve）で、カンタベリに来る商人たちから市場税を徴収し、同時に両替人も兼ねていたと推測される。彼はイングランドへの銀流入の窓口にいた。征服後、ブルンマンは、「大司教ランフランクと司教オドの面前で、大司教教会と



セント・オーガステイン修道院の土地に属する市場税を不正に奪ったことを認めた」のである。<sup>(67)</sup>

一〇二〇年から三八年の間、カンタベリー大司教エセルノースは、彼に仕える二人のセイーン、エルフヴォルドとエアドレットドに、ラクルヴァのセント・メアリ教会にある直領地五〇エーカーを貸与した。<sup>(68)</sup> その証書では大司教に関連の深い地域貴族とセイーンたち一三人が証人となっている。<sup>(69)</sup> 地域貴族と並んで証人の三番目に騎士ウルフウィが現れている。彼はカンタベリーで活動した大司教の錢貨製造人と推定され、クヌート王治世の後半の一二期型（一〇二三―二九年…尖った兜）からハロルド一世の一五型（一〇三八―四〇年…フラ・ダ・リ）までのほぼ一七年間、製造活動を行っていた。彼は大司教の家人であり、武装能力を有した戦士であり、同じ証人となった貴族やセイーンたちとともに地域社会の秩序維持を担った「良き人」であった。

有力な錢貨製造人は、地域の「良き人」として、統治の上でも重要な役割を担っていたのである。例えば、ウインチェスターでは国王の役人の次に位置し、リンカンでは六人の指導的な市民に入っていた。<sup>(70)</sup> しかし、有力な錢貨製造人は、その技術や職人の編成などからも、社会的流動性はあっても、世襲が原則となっていた。<sup>(71)</sup>

一〇九三年から九六年頃の「カンタベリー大司教の騎士たちのリスト」<sup>(72)</sup> に大司教に二分の一騎士役を負うデオルマンというイングランド系あるいはドイツ系の名前をもつ騎士が記録されている。この人物は、国王の直属封臣で、ロンドンの有力市民であり、かつ代表的な錢貨製造人の家系に属していた。<sup>(73)</sup>

「一〇八六年時点で」デオルマンは「ミドルセックスの」イスリングトン (Islington) に二分の一ハイドの土地を国王から保有している。…「征服前は」エドワード「王」のセイーンであるアルガーがこの土地を所有していた。アルガーはここを売ることも譲渡することもできた (Great Domesday Book, 130v)」

アルガーは、自由に処分ができる自分の土地を持つ国王セインであると同時に、ロンドンの錢貨製造人として一〇四四年から一〇七二年までほぼ継続的に活動した。<sup>(74)</sup>別のデオルマンという名の錢貨製造人がエドワード証聖王の二一型と二四型の製造に関係しており一族であろう。一〇八六年に土地を保有していたデオルマンはアルガーの子で、カンタベリ大司教の「騎士リスト」に記録された一〇九三年から九六年頃になくなったが、錢貨製造人として活動した記録はない。<sup>(75)</sup>彼の息子として、アルガー、オールドガー、テオドリック、そしてエドウィンの四人が知られている。息子のアルガーは、ロンドン司教座教会の聖堂参事会員で一〇〇四年頃なくなった。<sup>(76)</sup>オールドガーは、ロンドンの錢貨製造人として一〇九二年から一一三五年まで活動し、<sup>(77)</sup>ロンドンの「騎士のギルド (cnihten-gild)」の構成員であった。テオドリックもロンドンの錢貨製造人として、一〇九二年から一一一九年頃まで活動していた。<sup>(78)</sup>テオドリックの子ウォルターは年寄り役 (Alderman) を勤め、別の子デオルマン (二世) も錢貨製造人であった。このデオルマン (二世) の子テオドリック (二世) は、ペンブロック伯の血縁であるモウドと結婚して上級貴族と繋がり、ステイーヴン王 (在位一一三五―一五四年) の時代には地方裁判官として活躍するとともにロンドンの「騎士のギルド」の構成員でもあった。

テオドリックなどデオルマンの家系に現れる名前は、この一族がドイツ系であることを示唆している。「王権と鷹」(二四型) や「正面向き胸像」(二六型) の意匠や令状の印璽の意匠などには、エドワード証聖王の金銀細工師であったドイツ人と思われるテオドリックやオットーの影響が見られる。これは征服後も変わらず、金銀細工師オットーの一族は、王国錢貨の母型作成を独占したと主張している。<sup>(80)</sup>二六型を嚆矢とする、ドイツ的な「正面向き胸像」は、ローマ帝國的な横向き胸像のイングランドの錢貨の意匠を変えたのである。<sup>(81)</sup>

「騎士のギルド」に、エドワード証聖王は、裁判権を確認した令状を発給している。<sup>(82)</sup>ギルドは、独自の裁判管区 (soke) と街区を有し、その治安維持と防衛に責任を負っていた。州のなかに治安維持組織であるハンドレッドが作られたように、都市の中にも平和と軍事と治安維持組織である街区 (ward) が形成された。その起源は征服前に属するが、ロンドンにお

いては史料上の初出はヘンリー一世治世の司教座教会が所有していた「市内の不動産に関する調査報告リスト」（一一二七年頃）まで待たなくてはならない。<sup>(83)</sup> ここでは二四の街区が確認できるが、その大半には人名が冠されていて、街区の起源が有力者を中心とした地域の組織化であったことを推測させる。その有力者がおそらく年寄り役へと転じていったものであろう。

デオルマンの一家も、年寄り役を務めていたことは、地域有力者としてのその出自を示している。この史料で騎士ギルドはポートソーケンをその街区としていた。ポートソーケンは、東の市壁に隣接し、テムズ川沿いのピリングスゲイトの東側にあり、ロンドン塔ができる前は、南岸にも「川から槍を投げて届くまでの土地」の権利を持っていた。ここから判断すると、騎士ギルドの役割は、ロンドン市における交易のもっとも重要な拠点である市壁の東部と門、およびテムズ河川の防衛にあった、と言ってよいであろう。ギルドの構成員の多くは商人であったし、とくに流通の要である錢貨製造人たちにその役割が期待されたのである。<sup>(84)</sup> 征服後、ロンドン塔にテムズ川の防衛機能は移り、平和維持機構としての騎士ギルドはその役目を終えていった。

エドガー王とエセルレッド王が定礎した貨幣制度を、ヘンリー二世が変革し、錢貨製造の実質を地域有力者の手から王権のもとに収斂させようとすればするほど、錢貨製造と製造人の地域名望家という社会的立場を切り離す必要があった。それ故にヘンリー二世は地域名望家の錢貨製造人に迫害に近い圧力を加え、一部を破産させ、その役人化を図ったのである。<sup>(85)</sup>

#### 四 生涯―なぜ錢貨は流通したのか―

キリスト教的皇帝理念によって統合された中世イングランド王国は、ラテン的キリスト教ヨーロッパ世界において、極

めて特異な「集権的統治構造」<sup>(86)</sup>を有するようになった。フランク的な戴冠式を九七三年にパースで挙行し、その統合王権の確立を示す象徴的存在と言われるエドガー王は、ほぼ同じ年に貨幣改革を断行した。錢貨に刻まれた国王の肖像は、「皇帝のものは皇帝に、神のものは神に」<sup>(87)</sup>というキリストの言葉が伝えるように、ローマ帝国のデナリウス貨を強く意識したものであった。それは、エセルレッド二世（九七八―一〇一六年）の時期には制度化する令状につけられた印璽と同じく、王の現存を意識させる役割を果たしていたのである<sup>(88)</sup>。

図三のエドワード証聖王の印璽において、玉座で国王は右手に王笏をもち、左手で宝珠を差し上げている。この姿は、図二の二四型（「王権と鷹」）のエドワードや、図四の「バイユーの綴織」の戴冠式をおこなうハロルド二世とほぼ同じ図柄である。

このエドガー様式は一二七九年のエドワード一世による変革によって錢貨製造人が刻印されなくなるまで続いた。九七三年の改革は、錢貨の意匠とその打型を王権が独占し、かつ短期間（二年から六年の間隔）で型を交換し、その国王錢貨以外の流通を禁じたものである。短期間での打型交換はヘンリー二世の一―五八年の改革で廃止されたが、型の独占は壊れることはなかった。国王大権の基盤ともいえる錢貨製造権は、大陸においては

国王による独占体制から地域諸権力（諸侯）に分有されていったのに対して、イングランド王権は先駆的な「法貨」を発行し続けたのである。エセルレッド二世やクヌートの「定め」は錢貨製造の指針であるが、重要なことは、それらが王の命令として一定の効力をもち、錢貨が流通したことである。その高品位な銀の含有量のためか。

いやそれだけでは説明できない。品位の低下は、局地的にはその流通を必ずしも妨げるとは限らないからである。純銀に近い品位が問題となるのであれば、別に銀貨でなくても、銀粒や銀塊でもよかった。実際、ヴァイキング活動で知られるスカンディ



図三 エドワード証聖王の印璽  
(レブリカ)<sup>(89)</sup>



図四 「バイユーの綴織」のハロルド二世の戴冠式<sup>(90)</sup>  
 王座のハロルドはフル・ダ・リ様の王冠を被り、左手に宝珠を右手に王笏を持っている。正面左に貴族が剣を差し出して彼の王位を支持し、右にカンタベリ大司教ステイガンドが式を執り行い、その（向かって）右側で「庶民」が歓呼を送っている。

ナヴィア人は、銀貨を「貨幣」としてよりは「銀」として大量に持ち出した。すぎましい量の埋蔵貨の存在はそれを示している。

王権の「強さ」がイングランドのペニー貨を強力な通貨としたことは否定できない。たしかに、現代の歴史家たちによって「帝国」と無概念的に定義されるクヌート王以降のイングランド複合王権<sup>(91)</sup>は、ラテン的キリスト教世界の政治的均衡を脅かす軍事的な強さをもっていた。しかし、その強さは、銭貨の流通を押し進める「強さ」とは別物であろう。ここでの「強さ」とは、王権が、銀貨の品質と安定した量目を保証したこと、そしてそれゆえに、当時の水準では驚くべきことであるが、国王の銭貨以外の国内における流通禁止が基本的に守られ、人々がその銭貨を受け入れたことである<sup>(92)</sup>。

イングランド銀貨は、中世を通して概ねスターリングの品位である銀の含有量九二・五パーセントを超えていたし、量目も安定していた。従って周辺諸地域もイングランドの重量基準に合わせる事ができたのである。それだけではない。一〇世紀末から、模倣貨がイングランドの周辺地域で製造され

始める。アイルランド海域では、九九七年にダブリンの銭貨製造場がイングランド西部の銭貨製造場から打型を持ってきて、九九一年から九九七年の間に大量に製造された<sup>(93)</sup>。横向きで王笏を持ち国王ローブを身にまとったエセルレッド二世の六型（「十字架」）を模倣したものである<sup>(94)</sup>。ノルウェーの最初の銭貨といわれるオラーフ・トリグエソン王の銀貨もまたこの模倣であった<sup>(95)</sup>。他方、環海峡世界では、フランドル伯ボルドウィン四世が、サント・メールでこの型の模倣貨を発行していた<sup>(96)</sup>。

しかし、これでもなぜ流通したのかは説明できていない。ひとつの史料を見てみよう。

「二人の男が現れた。着ているものや物腰から貧しい男であった。（聖職者だった）ウルフリックに、新しい錢貨を弱々しく乞うた。ヘンリー一世の御代、イングランドでは新錢貨の製造が行われていた。とはいっても、新しいものはまだそれほど出回ってはいなかった（著者のジョンは錢貨の更新がもはや一般的ではなくなった時代からみている）<sup>97</sup>。」

貧者でさえ銀貨を乞うた。それも品位が高く量目が安定していると思われる更新された錢貨を。なぜ人々は、国王の錢貨を受け取り、これを使用したのか。

ガレス・ウィリアムズは、錢貨がブローチに転用された事例を調べた。六八〇年から七五〇年の初期ベニー貨の時代には、ブローチへの転用の事例はなく、明らかに転用が増えるのは、二二型（一〇五〇—一〇五三年）の「拡大十字架」からであると結論づけた。金箔を施し裏面の十字架を見せたのである。転用の割合は一〇五〇年から一一〇〇年が全体の六八％を占めているという<sup>98</sup>。錢貨がある程度流通するようになってからのことだから、人々は、錢貨に単なる装飾品や贈答品といった表の権力的な顔だけではなく、裏の顔に宗教的な「象徴性」を見出していたのである。しかし流通に関しては三つ目の理由が存在する。

材質、権力と権威に続く三つ目の流通の要因にいたる前に、当時の錢貨製造の実態を把握しておこう。イングランドでは、九七三年以前でさえ三五の都市的集落で錢貨製造場が活動していたが、一〇世紀の終わりまでにはその数は七〇に達していた。それがヘンリー二世の治世末年までには九つに激減するのである。そして、それまでの、小さな錢貨製造人の集団は、集中された工房へと変質した<sup>99</sup>。

図五は、エドガー王の九五九年からヘンリー一世治世の末年の一三三五年までに製造された個別発見貨三四二二枚の出



(a) 九五九年から一〇六六年



(b) 一〇六六年から一一三五年

図五 九五九年から一一三五年までの個別発見貨の出土地 (FitzWilliam Museumからの掲載許可をえている)

土地を示したEMSの図である。征服前と征服後に分けたが、出土地の範囲に大きな差はなかった。

表二は九五九年から一一三五年まで、活動したことが知られる錢貨製造場を、EMCのデータベースをもとに、その生産枚数(個別発見貨と埋蔵出土貨を含む)に従って五つのグループに分類したものである。対象とした錢貨は、埋蔵貨と個別発見貨を合わせて二八三三枚であるが、この数は、製造場の生産力ではなく、生産の活性状況を示唆していると言えよう。図六は表をもとにこれを地図におとしたもので、製造場はその場所が同定できないものも含めて九五カ所が確認された。

図五と図六および表二を比較してみると、交易活動のひとつの指標となる個別発見貨が、タイン川とセヴァーン川の両河口を結ぶ西側の地域ではほとんど出土していないことがわかる。それにもかかわらず、ヘレフォード、シユルスベリ、スタッフォード、そしてチェスターなど、その線の西側にも錢貨製造場は存在していた。このことは、州の拠点におかれた錢貨製造場の大きな役割が銀貨によるゲルド(税)の徴収とウェールズなどに対する軍事目的にあったことを示している。徴税と軍事が一つの錢貨製造の目的であった。

また、南西部のドーセット、ウィルトシャー、サマセット、デヴォンシャー、コーンウォールに小規模錢貨製造場が数多く存在しているのは、こ



図六 九五九年から一一三五までのイングランドの銭貨製造場  
 北のダラム (Durham) と南西コーンウォールのゴサ・カースル (Gotha Castle)  
 は、離れているため、地図上で正確な位置では表記しなかった。



の地域がとくに国王の宮廷が巡回してることが多かったため、宮廷の需要に応える必要があったからである。プリストルとウインチェスターを結ぶ線の西側の小規模な錢貨製造場は、国王宮廷の緊急の需要に応える必要があったときに出現したと言えるだろう。宮廷の需要が二つ目の錢貨製造の目的となる。

もちろん、錢貨製造は交易のために活発に活動していた。これが三つ目の目的である。最大規模の製造場は、ウインチェスターからサザックとロンドン、ロンドンからスタンフォード、リンカンそしてヨークを結ぶ、交易の盛んな地帯に集中していた。

しかし、それでも市場における錢貨流通は、税徴収と宮廷のシステムに部分的に埋め込まれた「経済」であった。この「埋め込み」から錢貨製造を解放し、本格的な流通と貨幣経済への端緒を開いたのが、一一五八年と一一八〇年へんりー二世の改革であった。そして同じころ、ゲルド徴収はその役目を終えて、新しい税制の構築の試みが始まったのである。一一八〇年ごろに始まった、「インフレーション」はそうした兆候であった。

さて、三つ目の理由に返ろう。本稿で検討した数多くの地域的な錢貨製造場と「ジェントリ」的な錢貨製造人の存在はなにを意味するのか。錢貨の裏面の製造人と製造場の刻印は、現地で受け取りあるいは使用する人に、手にした銀貨の質と量目に対する信用を付与したのである。錢貨製造人は、戦士として防衛に、セインとして治安に、法発見人として紛争解決に、証人として証書の発給に尽力した地域の名望家<sup>(10)</sup>。「ジェントリ」であった。ペニー貨の表の国王像と王名と称号は、証書や令状の冒頭定式や印璽と同じく、国王が面前に現存することをイメージ化したものである。裏面の十字架と錢貨製造人の名前と製造場の刻印は、ちょうど証人欄の十字架と地域の良き人々<sup>(11)</sup>。「ジェントリ」が証書の有効性を保証したように、錢貨の品位と量目を錢貨製造人が保証したことを意味する。製造地で最初に錢貨を手にしたものは、その地域の「名望家」である製造人を知っていた。その製造者への信頼が、その錢貨を通貨として受容する最初の信用であった。地域的な信用はいわば流通へのスターターであった。錢貨は一度受容されると、それ自体に内蔵された信用（質と権力<sup>(12)</sup>

權威)で流通していった。これが三番目の理由である。

本稿が対象とした通貨に内蔵されている信用の三つの要素の間には、それが有効な地理的範囲での空間差と寿命での時差があった。概念的に言えば、製造人(錢貨の裏面)、権力(表面)、質(内実)の順で信用の空間的・時間的な有効範囲は広がっていった。一枚の錢貨が内包するこうした生きられる時間の差が、通貨の更新や改革を必要としたのである。

エドワード一世の改革(一二七九年)で、錢貨製造人の名前が消されたことは、信用のあり方と統治構造とその磁場が大きく変わったことを意味していた。流通に必要であった、地域製造人の名望家的信用はなくなつた。そして中心化された王権のもとで、数多くの地域的錢貨製造場も必要なくなつたのである。

①素材、②発行主体、③製造者、④生涯という四つの要素から、錢貨が流通した理由を検討した。しかし、この結論は、本稿が対象とした時空間でしか通用しない。それはこの四つの要素そのものが、時空間によつて異なつた様相を呈し、それゆえその結合の仕方も多様だからである。本稿の結論は、あくまでも九七三年から一一三五年という、いわば「長い一世紀」のイングランドに該当するものであり、他の時代と地域での同様な検証と全体的な相互関連が問われるのである。

【付記】 本論文は、科学研究費基盤(A)代表鶴島博和「前近代ユーラシア西部における貨幣と流通のシステムの構造と展開」(課題番号16H01953)の研究成果である。

注

(1) money, monetary などには貨幣を、coinには錢貨を、currencyには通貨という言葉をあてる。コインを錢貨とするのは、本稿が対象とするヨーロッパ中世、それも一〇世紀と一一世紀という地域と時代においては、銀のペニー(ペニヒ、ドゥニエ)貨のみが実態のある貨幣として機能していたことを前提としている。これは、一七世紀に始まる日本の三貨体制以前のほぼ唯一の貨幣であった銅の錢貨との比較を意識してのことである。したがって、ローマ時代や七世紀以前あるいは近世ヨーロッパの三貨体制以降の時代には銀貨を使用し、金貨や銅貨と区別する。

(2) 中世における貨幣史研究は、日本においてはまだ十分な研究成果があるとはいえない。先駆的には戸上一『イングランド初期貨幣史の研究』(刀水書房、一九九二)と森本芳樹「個別発見貨の意味―イギリス中世古銭学による問題提起と所領明細帳研究への波及」『比較史の道』(創文社、二〇〇四)一四五―六八などがある。

(3) シュラムに従うと、エドガーに関して残存している国王戴冠式次第(coronation ordo)は三種類が知られていて、いずれもエドガーを補佐してイングランドの教会国家的な統合王権の確立に寄与したダンスタンに関係する。最初の式次第、「ダンスタン」は古いドイッ民集団的な要素を色濃く残しており、「塗油」(anointing)と「即位」(enthronement)はあるものの、「戴冠」(crowning)が欠如

している。この儀式を補ったのが二つ目の「ダンスタン」である。ただし、聖職者が王に被せるのは冠ではなく「金の兜」であった。それに「短い王笏(septre)と長い王杖」といった「レガリア(王権の表象)」が加わる。式には聖俗の貴顕が最初から参加していた。そして最後に歓呼(王様、とこしえに万歳: *vivat rex illi in sempiternum*: Cf. 「列王記」上一章三四)を三度あげてから、新しき君主にキスをする。これに対して、九七三年の戴冠式で使用された「ダンスタン三」あるいは「エドガー」は様相を異にしている。そこには「命令する王」から「約束する王」への変容がみられる。式の始めに、王は公式の約束によって民に結ばれることを明らかにし、それ故に王は民に彼らの忠誠宣誓を要求したのである。さらにレガリアに剣と指輪が加わる。もともと大きな違いは、兜でなく冠(corona)が被せられたことである。まさに「旧約聖書」の王冠であり、皇帝冠(diadem)であった。キスは廃止され、式は俗人がはざられて、聖職者の独占となった。「王様」万歳の歓呼は、聖職者による聖歌に代わった。P. R. E. Schramm, *A History of the English Coronation*, trans. by L. G. Wickham Legg (Oxford, 1937), 21-25; *English Coronation Records*, ed. by L. G. Wickham Legg (Westminster, 1901), 15-23. Cf. J. Nelson, 'The earliest surviving royal Ordo in some liturgical and historical aspects', *Authority and Power: Studies on Medieval Law and Government, presented to*

*Walter Uhlmann on his seventieth birthday*, ed. by B. Tierney and P. Linehan (Cambridge, 1981), 29-48 at 46.

(4) 王国内に下位王 (sub-king) が存在しないう一人支配を一定度確立した支配者を国王とよぶ。

(5) 統合 (unification) は最近ジョージ・モリノーによる検証に付かわつた。George Molyneux, *The Formation of the English Kingdom in the Tenth Century* (Oxford, 2015)。本論で使用した「統合」は、王国内に下位王あることは競合する権力が存在しない政治過程のことであり、民族のな一体性はまったく意図していない。

(6) R. H. M. Dolley and D. M. Metcalf, 'The Reform of the English Coinage under Edgar', in *Anglo-Saxon Coins: Studies Presented to F. M. Stenton on the Occasion of his 80th Birthday, 17 May 1960*, ed. by R. H. M. Dolley (London, 1961), 136-68; I. Stewart, 'The English and Norman Mints, c. 600-1158', in *A New History of the Royal Mint*, ed. by C. E. Challis (Cambridge, 1992), 1-82; V. J. Smart, 'Moneyers of the Late Anglo-Saxon Coinage 1016-1042', unpublished PhD thesis submitted to the University of Nottingham, October 1981; V. J. Smart, 'Moneyers of the Late Anglo-Saxon Coinage: the Danish dynasty 1017-42', *Anglo-Saxon England*, 16, 1987, 233-308.

(7) 便宜的に mint に錢貨製造場としよう言葉を使用する。し

かしジョン・ブランドが指摘したように、「一一八〇年以前においては、mint は製造所というよりは自立的な錢貨製造人の集団であった」。John Brand, *The English Coinage 1180-1247: Money, Mints and Exchanges*, British Numismatic Special Publication 1 (1994), 18.

(8) 同じ型ではあるが、意匠も量目も地域差があり、品位もおそらくは錢貨製造人によって異なっていたであろう。量目に関しては、王権が度量衡をある程度統一しようとしても、地域差が存在していたと思われる。意匠に関しては国王の下で母型製造者が最初にデザインした打型母型と、それをもとに各主要都市の錢貨製造人・打型製造人や群小の錢貨製造場の製造人・打型製造人が造る打型の間の連絡は、職人間の密接な関係がなくては不可能である。これは、彼らの間の密接なコミュニケーションの問題でもあり、機会を改めて議論したい。

(9) ベニー貨は、一般にはカロリングの貨幣改革の影響を受けたマーシアのオッファ王によって八世紀後半に製造された薄い幅広の銀貨を嚆矢とすると考えられ、彼以前の少し軽く厚ぼったい銀貨をシャット貨と呼んで区別してきた。しかし、これは中世の銀貨の淵源を、ビビン＝シャルルマーニュのカロリング・フランクとオッファに求める一元的な起源論である。金貨から銀貨への移行が基本線なのだから、これまでシャット貨と呼んできた錢貨は初期ベニー貨と呼ぶほうが整合的である。一元的な起源論は再検討

を要する。シャットは、六〇八年頃のケント王であった「エセルベルフト王の定め」から、ペニーという言葉は、六九〇年頃のウエセックスの「イネ王の定め」から表れる。F. L. Attenborough ed. and trans. *The Laws of the Earliest English Kings* (Cambridge, 1922), 6, 8, 12, 14, 50, 56, 58, 176, n. 16. 「ケントの一シリング(ソリドゥス)は二〇シャット (scettas) の価値があった」というが、シャット貨という言い方はこの文言の誤解に由来する。シャットは、英語の「切る」に由来するが、この文言では、一グレイン(〇・〇六四八グラム)の重量を意味した。これに対して、ペニーは、ペニヒと同じくゲルマン語のプファンド (pfand) に由来し、トークンあるいはコイン、銭貨を示す言葉であった。ソーヤは、「シリングは、金二〇トロイ・グレイン(一・三グラム)の重さがある金粒もしくは金貨で、エセルベルフトの定めでは、その二〇分の一がシャットとよばれていた。」という。Peter Sawyer, *The Wealth of Anglo-Saxon England* (Oxford, 2013), 49. シャットは秤量貨として機能していたのである。さらにシャットという言葉が出現した六〇〇年代の初頭には、一般に言われるような貨幣としての「シャット」は存在してない。従って、コインをあらわすペニー貨こそが、ローマ的ソリドゥス体制を継承した銭貨であった。

(10) イングランドで製造された銭貨は、属州ブリタニアの遺産とも言うべきローマの貨幣をモデルとしたために、常

に支配者の肖像を表面に打刻するデザインが主流であった。これに対して、大陸では、肖像型と並んで十字架、組み文字、銘文、その他の図像が多用された。これに関しては、拙稿「初期ペニー貨の意匠に関する考察」(未定)を参考にされたい。ブリタニアは帝国属州のなかで、もっともその埋蔵貨が出土する地域である。四一〇年の軍隊の突然の撤退と、市民による自衛指令の結果、大量の硬貨が埋蔵されたため、その後進入してきたゲルマン民集団はローマの硬貨を目にする機会が多く、その意匠を馴染みのものとしたであろう。「この年、ローマ人はブリテンにあるすべての金の財宝を集め、誰もそれを発見できないようにそのある部分を地中に埋め、残りをゴールに持ち込んだ。」*Anglo-Saxon Chronicle*, E, 418; *The Anglo-Saxon Chronicle*, ed. by D. Whitelock (London, 1961).

(11) 例外は表一の五型(九九一年:「祝福の手」と九型(一〇〇九年:「神の子羊」と二八型(一〇六六年:「平和」)である。

(21) Dolley and Metcalf, 'The Reform of the English Coinage under Edgar', 152-58; J. D. Brand, *Periodic Change of Type in the Anglo-Saxon and Norman Periods* (Rochester, 1984).

(21) P. Campbell, 'Observations on English Government from the Tenth to the Twelfth Century', in Do. *Essays in Anglo-Saxon History* (London, 1986), 155-70 at 155-61.

- (14) ケンブリッジ大学フィッツ・ウィリアム博物館のデータベース Corpus of Early Medieval Coin Finds (以下 EMC) 46。
- (15) P. Spufford, *Money and its Use in Medieval Europe* (Cambridge, 1988), 74-9; P. Nightingale, *A Medieval Mercantile Community* (New Haven, 1995), 24.
- (16) *Bede's Ecclesiastical History of the English People*, ed. and trans. by B. Colgrave and R. A. B. Mynors (Oxford, 1969), 16.
- (17) 一二世紀のカーラント銀山と十三世紀のナヴァンシャールの銀山が有るべき。P. Claughton, 'Silver Mining on England and Wales, 1066-1500', unpublished Ph. D. thesis, University of Exeter, 2003; Do., 'Production and Economic Impact: Northern Pennine (English) Silver in the Twelfth Century', *Proceedings of the 6th International Mining History Congress, Akabira City, Japan* (2003), 146-49; 定めた見方について M. Allen, 'Silver Production and the Money Supply in England and Wales', *Economic History Review* 64 (2011), 114-31.
- (18) P. Sawyer, 'The Wealth of England in the 11th century', *Transaction of the Royal Historical Society*, 5<sup>th</sup> series 15 (1965), 145-64 at 159.
- (19) 「貨幣使用者の手中に大量に蓄積された上で埋納され、なんらかの事情のもとでまとまりを保ったままで発見され

た」埋蔵貨に対して、一つあるいは少数ずつ別々に発見された貨幣を個別発見貨とよぶ。個別発見貨は、「貨幣使用の過程（銭貨受け渡しの現場）での「逸失」 coin loss にかかわるものとして、統計的に有意義な数で記録できるならば、貨幣流通の状況をより正確に再現できる素材」であり、ブラックバーンの言葉を借りれば、個別発見貨は、初期中世における貨幣活性 monetary activity の指標となりうる。森本芳樹「個別発見貨の意味」『比較史の道』（創文社、二〇〇四）一四六―四七。

- (20) M. Blackburn, "“Productive” sites and the pattern of coin loss in England in 600-1800", in T. Pestell and K. Ulmschneider eds. *Markets in Early Medieval Europe: Trading and 'Productive' Sites, 650-850* (Macclesfield, 2003), 20-36; Peter Sawyer, *The Wealth of Anglo-Saxon England*, 58-60.
- (21) R. Naismith, 'Islamic Coins from Early Medieval England', *Numismatic Chronicle* 165 (2005), 193-222.
- (22) M. McCormick, *Origins of the European Economy: Communication and Commerce A. D. 300-900* (Cambridge, 2006), 343-51 & Map 12-1 示唆的。
- (23) D. M. Metcalf, *An Atlas of Anglo-Saxon and Norman Coin Finds 973-1086* (London, 1998), 28-30.
- (24) 統合権力と周辺に従属的な地域君主の関係は、「実体なき帝国」の皇帝意識を醸成したであろうが、これは機会改

めて論ずべき主題である。

- (25) スターリング (sterlings) という言葉の初出は一〇七八年頃で、強さや安定性を意味したと言われる。P. Grierson, 'Sterling' in R. H. M. Dolley ed. *Anglo-Saxon Coins: Studies Preserved to F. M. Stenton*, 266-83. 一三四三年に「法定基準とされた。M. Allen, *Mints and Money in Medieval England* (Cambridge, 2012), 162.
- (26) 表一の二二型 (一〇五〇—五三年) は一〇五一年を境に軽量の規準から重い規準に変わったとよく引き合りに出られる。M. Allen, *Mints and Money in Medieval England*, 134-42. ヴァジビは前半の軽量のものである。
- (27) M. Allen, *Mints and Money in Medieval England*, 156-62. 筆者が行った分析でも九九一年以降、イングランド銀貨の品位の高さは確認されていて、クヌート王の二三型 (一〇二九—三六年・短十字) は九五・三〇%、エドワード証聖王の一九型 (一〇四四—四六年・広がり王冠) は、九五・二%、ヘンリー一世の五六型は九三・三八%と、アレンの推定値よりも高い数字が出ている。鶴島博和「ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峡世界の『構造』と展開」『史苑』七五—二 (二〇一五) 一八一。
- (28) M. Blackburn and S. Lyon, 'Regional die-production in Cnut's Quatrefoil issue', in Blackburn ed. *Anglo-Saxon Monetary History: Essay in memory of Michael Dolley* (Leicester, 1986), 223-72.
- (29) それまでの一オンスで一六ペンス、一五オンスで一ポンドを、ペンスを三分の二にして、軽量ペニーの二四ペンスで一オンスとし、一〇オンスで一ポンドとした。P. Nightingale, 'The ora, the mark, and the mancus: weight-standards and the coinage in eleventh century England', two parts, *Numismatic Chronicle* 143 & 144 (1983-84), 248-57 & 234-48, at pt. ii, 241-46.
- (30) 推測にしか過ぎないが、C. Lyon, 'Some problems in interpreting Anglo-Saxon coinage', *Anglo-Saxon England*, 5, 173-224 at 206-8.
- (31) 一〇二二年にエセルレッド二世によって、スカンディナヴィアの軍勢を雇うため導入された税。ハイドという土地単位ごとに賦課され、毎年地域役人が徴収した。一〇五一年にエドワード王によって廃止されたが、翌年にゴドウィン伯によって復活された可能性がある。九九一年以降、必要などきに徴収された上納とは区別すべきである。このヘルゲルドが一世紀に「デーングェルド」に発展していった。S. Keynes, 'Heregeld', in *Blackwell Encyclopedia of Anglo-Saxon England* (Oxford, 1999), 235.
- (32) *Great Domesday Book* fo. 1. Alecro CD-ROM version.
- (33) C. Lyon, 'Silver weight and minted weight in England c. 1000-c.1320, with a discussion of Domesday terminology, Edwardian farthings and the origin of English troy', *British Numismatic Journal* 76, 2006, 227-41.

- (34) C. Lyon, 'Silver weight and minted weight in England c.1000-c.1320', 232-25.
- (35) Allen, *Mints and Money in Medieval England*, 139-40 の Table 5-1 を参照。
- (36) *English Historical Documents c. 500-1042*, i. ed. by Dorothy Whitelock (London, 2nd edn, 1979), 455; A. J. Robertson ed. and trans. *The Laws of the Kings of England from Edmund to Henry I* (Cambridge, 1925), 178-79.
- (37) P. Wormald, *The Making of the English Law: King Alfred to the Twelfth Century*, i. (Oxford, 1999), 345, 345n. 382.
- (38) 統合とは、分立していた権力が一人の王の支配に集約されることであって、イングランド人という統合された民衆団が出来上がったわけではない。イングランド人の国王という場合のイングランド人は、王権側からの臣下の総称(nation)であって、被統治者が自らをどう意識し、称していたかは別の問題である。H. Tsurushima, *Nations in medieval Britain* (Donington, 2010).
- (39) 「アングル人とサクソン人の王国」という表現も可能であろう。内川勇太「イングランドの政治的統合―「アングル人とサクソン人の王国」におけるマシーア人の集会―」『史学雑誌』一二五―一〇(二〇一六)、一〜四一。
- (40) 九七三年頃という年代は、錢貨そのものや同時代の史料からは導き出せない。年代が確認できるのは一二世紀の

ロシヤ＝ウエンドヴァの年代記からである。Rogeri de Wender Chronica, 5 vols. ed. by H. Cox (London, 1841-2), i. 416.

(41) 王の錢貨と並んで、ヨーク王国やヨーク大司教の自立性も顕著である。ヘルスタンの貨幣制度に関してはC. E. Blunt, 'The Coinage of Aethelstan, 924-939', *British Numismatic Journal*, 42-6 (1974), 39-158.

(42) 時代錯誤的ではあるが、「国王の定め」(命令)によって、支払い手段として受け取りを拒否できない錢貨という点を強調した用語である。

(43) 一三〇〇年頃の「重さよ長さのメサインズ(法)」では七六・五キログラム。F. Cardarelli, *Encyclopaedia of Scientific Units, Weights and Measures* (London, 2003), 49.

(44) ハンプシヤ北西部のアンドヴァ(Anderover)で開催された国王宮廷における賢人(最上の人々)会議の宣言である。「アンドヴァで朕の賢者たちが宣言した事」(「エドガ―王第四の定め」四章の一)。Robertson, *The Laws of the Kings*, 28-29; Wormald, *The Making of the English Law*, 313.

(45) R. E. Zupko, *British weights & measures: a history from antiquity to the seventeenth century* (University of Wisconsin Press, 1977), 11-12.

(46) Robertson, *The Laws of the kings*, 76-78. ハイリアム二



世の末年からヘンリー一世の一一〇八年の間に作成された『四分冊』(Quadrupartitus)に収められている。「法典」と慣習的な用法に従ったが、「定め集」である。一章はロンドンの門と衛兵の記述。二章は、ロンドン市における海外との交易に関する定め、三章は、流通税に関する定め、四章は、都市の平和維持に関する定めで、四章二で、「もし国王がこの権利を我々に認めるのであれば」とあるところから、ロンドンの慣習を書き留めたものである。五章から九章までが貨幣制度と度量衡に関するもので、そのうち六章と七章は、一人称複数、八章は国王が主語となっており、それぞれ国王の命令を、五章は三人称複数で、国王の評議会(「賢人会議」)の決定を書き留めた形になっている。

(47) Mercalf, *An Atlas of Anglo-Saxon and Norman Coin Finds* 85: 同じ数字はスクリーンによっても提示されている。E. Screen, 'Anglo-Saxon Law and Numismatics: A Reassessment in the light of Patrick Wormald's *the Making of English Law*', *British Numismatic Journal* 77 (2007), 162 n. 110.

(48) の一オールは一六ペンズ。H. M. Chadwick, *Studies in Anglo-Saxon Institution* (Cambridge, 1905), 24.

(49) 本稿の対象外であるが、エセルレッドの治世から、国王の周辺に集まる貴顕たちが、貴族化し、国王集会所が諮問会議の様相を呈し始めている。「定め」において「事を決定

する」際の主語が、二人称や三人称の複数で書かれている。ロバートソンも、二人称複数は国王と評議会、三人称複数には評議会を指すととして、貴族の政策決定への参与を示唆している。Robertson, *The Laws of the Kings*, 325. 評議会あるいは国王集会所については、Levi Roach, *Kingship and Consent in Anglo-Saxon England, 871-978: Assemblies and the State in the Early Middle Ages* (Cambridge, 2013).

(50) Robertson, *The Laws of the Kings*, 76-79. 宮廷とともに移動する評議会、国王宮廷が設置される地域集会所として地域の独自の集会所という様々な場において、「中央」と「地域」の間の相互理解と同意によって紡ぎだされたコミュニティの「織物」こそが当時の統治のあり方であった。この問題に関しては別の機会に論じたい。最近の集会所の研究動向に関しては、森貴子「中世初期イングラントにおける集会所をめぐって」『愛媛大学教育学部紀要』六一(二〇一四)一八一〜九〇。

(51) 本来の意味は仕えるもの。しかし自由人であり、一〇世紀から一一世紀には、国王セインといった貴族から、地域の統治を担う「ジェントリ」(素性良きもの、良き人)的な地域有力者まで幅広い階層を形成した。「良き人」というのは王権側からの見立てである。「一・もしケオルル(自由人)が繁栄して、五ハイドの土地、教会、台所(家政の維持)、鐘楼、門を備えた居館を所有し、国王宮廷での奉仕を行えば、この者は、セインの権利の資格を得る。二・

繁栄したセインは、国王に使え、家中騎士軍で騎乗して使者の務めを行う…。」(*Cebyncdo*: 1001—1023年)。*English Historical Documents*, i, 468. シェントリは一般的には議会シェントリとして研究されてきた。本稿では、統治に関与した地域的有力者の意味で使用している。John Gillingham, 'Thegns and Knights in Eleventh-Century England: Who was then the Gentleman', in *The English in the Twelfth Century* (Woodbridge, 2000), 163-85.

(52) Veronica Smart, Moneyers of late Anglo-Saxon Coinage 1016-1042, 218. オスフォースは、'ユーザマブ' 三型の「第一の手」(九七九—八五年)と四型の「第二の手」(九八五—九二年)を製造していた。錢貨製造人と同じく刀製造職人の名前などもブランドであった。I. G. Peire, *Swords of the Viking Age* (Woodbridge, 2002), 8.

(53) フラントル出身。十一世紀中頃からイングランドで聖者伝の執筆にあたった。一〇九〇年代にカンタベリーに来てこの地と関連の深い聖人伝を多く書いたことと知られる。R. C. Lower, 'Goseclin of Saint-Bertin', in *The Blackwell Encyclopedia of Anglo-Saxon England* (Oxford, 1999), 213.

(54) *Acta Sanctorum, May*, vi, Paris & Rome, 1866, 402.

(55) 金や銀などをいったん鉛に溶け込ませ、そこから純度の高い金や銀を抽出する方法。製塩における鉛鍋の大量の使用に見られるように、中世イングランドは鉛にあふれていた。金属考古学は、ヨークのウーズ川に沈殿した鉛を析出

している。当時の人々は、鉛中毒の危険にさらされていたのである。鉛の毒性は一四世紀には認識されるようになった。J. Bayley, 'Medieval precious metal refining: archaeology and contemporary texts compared', in *Archaeology, History and Science: Integrating Approaches to Ancient Materials* ed. by M. Martin-Torres and Th. Rehren (Walnut Creek, 2008), 131-150; Karen A. Hudson-Edwards, Mark G. Macklin, Rhona Finlayson, David G. Passmore, 'Medieval Lead Pollution in the River Ouse at York, England', *Journal of Archaeological Science*, 26-7 (1999), 809-819.

(95) つづいた技術はまた試金(銀)にも利用された。S. Rippon, P. Claughton and C. Smart, *Minting in A Medieval Landscape: the Royal Mines of the Tamar Valley* (Exeter, 2009), 97-9. 試金によく知られた例は、十二世紀後半の『財務府問答』にもある。Dialogus de Scario and Constitutio Domus Regis, ed. and trans. by Charles Johnson (London, 1950), 36-37.

(96) 一三八八年の事例だが *Calendar of Close Rolls Richard II*, 6 vols. (London: Public Record Office, 1914-27), iii, 510: v 195 (史料提供 北野かほる)。

(98) The (so-called) Laws of William I, cap. 28 in Robertson, *The Laus of the Kings*, 266-67; Wormald, *The Making of the English Law*, 371.

(99) Attenborough, *The Laus of the Earliest English*

Kings, 134-35.

- (60) 二六型の「正面胸像」と二七型の「ヨラムニット」(EMC 1011.0177)。筆者は、父のエセルレッドが、一〇五三年から六二年まで錢貨を打刻した錢貨製造人と位置づけてきた。H. Tsurushima, 'The moneyers of Kent', in *The English and their Legacy: Essays in Honour of Ann Williams*, ed. by D. Rolfe (Woodbridge, 2012), 37; 鶴島博和「ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峽世界の『構造』と展開」七六。現時点でデータベースや書籍から、エセルレッドという錢貨製造人としては異色の名前をもつ人物を特定できなかったことから、筆者のノートへの転記ミスと判断し、読者に謝罪することもに誤りを修正する。
- (61) これまで修道院の錢貨製造人は、一〇六一年のエルフレング (Aelfreg) 一人しか確認されていなかった。彼は修道院に属した最後の錢貨製造人である。William Thorn's *Chronicle of St Augustine's Abbey, Canterbury*, trans. by A. H. Davis (Oxford, 1934), 94; D. F. Allen, *A Catalogue of English Coins in the British Museum: The Cross-and-Crosslet ('Tealby') Type of Henry II* (London: The British Museum), 1951, 120-21.
- (62) アングロ・サクソン年代記は伝える。「ノルマンディからのヘンリー一世の命を受けて」ノールズベリ司教ロジャは、イングランド中に使者を派遣して、錢貨製造人にクリスマスにウィンチェスターに参集するように命じた。そ

こで彼らは「悪貨を製造した各々」逮捕され、一人一人右手を切断され辜丸をくり抜かれた。Anglo-Saxon Chronicle, E. 1125。その結果、一〇二四年まで五五型を製造した五一の錢貨製造場とその製造人の半数以上が一〇二五年から三五年まで製造が継続された五六型に関わっていない。ヘンリー一世の命令は、ノルマンディで軍勢を展開した国王が備兵に用いた錢貨の質の悪さに激怒したためとジュディス・グリーンは推測している。Judith Green, *The Government of England under Henry I* (Cambridge, 1986), 18, 89-90; Martin Allen, 'Mints and Money in Norman England', *Anglo-Norman Studies* 34 (2012), 3-4.

- (63) The White Book of St Augustine's Abbey, London TNA, E. 164/27, fo. 15v; British Library, Royal MS, xi, fo. 146v.
- (64) Judith Green, *English Sheriffs to 1154*, 24 (London, 1990), 50.
- (65) BL MS Cotton Claudius D. x, fo. 98v. 修道院長は、聖具保管係に二つの水車を贈与した。
- (66) 例えはEMC1026.0119.
- (67) *Great Domesday Book*, fo. 2.
- (68) S 1390. N. Brooks, 'The Archbishop of Canterbury and the So-called Introduction of Knight-Service', *Anglo-Norman Studies* 34 (2012), 41-62 at 57. S. Peter Sawyer ed. *Anglo-*

- Saxon Charters: An annotated List and Bibliography* (London, 1968) の分類番号。現在はThe Electronic Sawyerで検索可能 (<http://www.esawyer.org.uk/about/index.html>)。
- (69) 彼らの称号はぐちれも騎士十 (miles) である。
- (70) R. S. Lopez, 'An aristocracy of money in the early middle Ages', *Speculum* 28 (1953), 1-43; *Winchester in Early Middle Ages*, ed. by D. Barlow, M. Biddle, Olaf von Felitzen, D. Keene (Oxford, 1976), 445-47, 463; J. W. F. Hill, *Medieval Lincoln* (Cambridge, 1965), 40.
- (71) R. S. Kinsey, 'Anglo-Saxon Law and Practice relating to mints and moneyers', *British Numismatic Journal* 29 (1958-59), 12-50 at 28.
- (72) *The Domesday Monachorum*, ed. by D. C. Douglas (Royal Historical Society, 1944), 105.
- (73) P. Nightingale, 'Some London Moneyers and Reflection on the Organization of English Mints in the Eleventh and Twelfth Centuries', *Numismatic Chronicle* 142 (1982), 34-50.
- (74) 一九二〇年十一月二十四日(一九二〇年十一月)の各型。以下オールドマンの家的情報はぐちれもNightingaleのEMCSデータベースによる。
- (75) *Regesta Regum Anglo-Normannorum*, i. ed. by H. W. C. Davis (Oxford, 1913), 101; no. 399.

- (76) アルガーとエドウィンという錢貨製造人は、それぞれ、ヘンリー一世の四八、五一から五五と四八、五三、そして五四の各型の錢貨を製造しているが、ナイティンゲールは錢貨製造人としては議論していない。
- (77) ウィリアム二世の三九から四一、ヘンリー一世の四三、五五、五六の各型の錢貨を製造。
- (78) ウィリアム二世の三九から四一、ヘンリー一世の四四、四八、五〇、五一の各型の錢貨を製造。
- (79) 都市部においてノンズレックに相当する街区 (ward) の長。
- (80) ネットーはウィリアム一世の墓も製作し、ケンブリッジ州やエセックス州で国王から土地を保有していた。*The Ecclesiastical History of Orderic Vitalis*, iv, ed. by Marjorie Chibnall (Oxford, 1973), 110; Great Domesday Book fo. 190; Little Domesday Book, fols. 3v, 4, 98, 106v. 文種はグロスター Stewart, 'The English and Norman Mints', c. 600-1158', 78, 86.
- (81) C. Brooke and G. Keir, *London 800-1216: The Shaping of a City*, 40; T. Talvio, 'The Stylistic Structure of Edward the Confessor', in *Early Medieval Monetary History: Studies in Memory of Mark Blackburn*, ed. by Rory Naismith, Martin Allen, and Elina Screen (Farnham, 2014), 173-185, at 183.
- (82) F. E. Hamer, *Anglo-Saxon Writs* (Manchester, 1952),

no. 51.

(83) H. W. C. Davis, 'London lands and Liberties of St Paul's 1066-1135; *Essays in Medieval History presented to Thomas Frederic Tout*, ed. by F. M. Powicke and A. G. Little (Manchester, 1925), 45-59.

(84) 商人がセインの資格を得る条件については、「六」もし交易者が自らの力で大海原を三度航海すれば、彼はそれ以降セインの権利の資格を得る」(*Gelyncdo*: c. 1002-1023)。 *English Historical Documents*, i: 469.

(85) 一一八〇年、ヘンリー二世が「短十字」型の錢貨を発給した同じ年、「イングランド中に錢貨製造人に対する迫害が行われた。』*Geruse of Canterbury, Opera Historica*, 2 vols. ed. by W. Stubbs, Roll Series 73 (London, 1879-80), i: 294. カンタベリーではその前から、錢貨製造に対して巨額なまでの料金が課せられた。「カンタベリーの錢貨製造人、ライのラルフは、妻とともに一〇〇〇マーク(約六六七ポンド)を「憐憫罰として」課せられた。ロバートの息子ジョンは憐憫罰として四〇〇マーク、リチャード・コーベイユは同じく五〇〇マークを、ソロモンとリチャード・デオダートゥスは六〇〇マークを課された。驚くべきことはその財力で、何人かは数年で料金を完済した。それでも破滅したものもいて、錢貨製造人は王権の監視下に置かれ、役人化していった。最終的にはエドワード一世のとき、錢貨から製造人の名前がはずされ、彼らは役人となり、錢貨製

造場はロンドンとカンタベリーに集中し、地域的錢貨製造の時代は終わったのである。W. Urry, *Canterbury under the Angevin Kings* (London, 1967), 116-18.

(86) ヴァジの集権とは、国王の命令が統治の手順として貴族や地域に届くという意味であるが、それに貴族や地域社会がどう反応するかは別問題である。国王権力が法的な強制力を持ち始めるのは、長い一一世紀を経た構造変化の過程である。「復命」の問題は機会を改めて論じた。

(87) 例えば、「ルカによる福音書」二〇：二四。

(88) 簡潔で、英語で書かれ宛名をもつ「書簡」形式の文書は、九世紀後半のアルフレッド王時代から見られるが、現存するものは一一世紀からである。州集会への出席者への令状はエセルレッド二世を始まりとし、征服前のイングランドの証書にない、両面に印影のある印璽がつけられていた。ただし現存する印影はエドワード証聖王のものからである。

(89) [https://en.wikipedia.org/wiki/Edward\\_the\\_Confessor](https://en.wikipedia.org/wiki/Edward_the_Confessor) (最終閲覧日2017/09/22)。印璽の銘文は「イングランド人の皇帝エドワードの印璽」(*SIGILLUM EADWARDI ANGLORVM BASILED*)。皇帝(*Basileus*)という称号には実体なき皇帝意識が表明されている。証書における「皇帝」称号(*basileus, imperator*)の頻繁な使用はエドガーからである。例えば、「全ブリタニア皇帝(*totius Britannie basileus*; S 747)」や「イングランド人の皇帝にして、その

支配下にあるブリテンに在る諸王国と諸民集団の王にして皇帝(Basilios Anglorum et rex atque imperator sub ipso dominio regum et nationum infra fines Britanniae commorantium: S 751)』な<sup>89</sup> Julia Crick, Edgar, Alhton and Insular Dominion, in *Edgar, King of the English, 959-975*, ed. by D. Scragg (Woodbridge, 2008), 168-70; Ben Snook, *The Anglo-Saxon Chancery* (Woodbridge, 2015), 162-64.

(90) 鶴島博和『バイユーの綴織を読む』(山川出版、二〇一五)、八七〜九〇。

(91) 所謂「クヌート北海帝国」と「ノルマン帝国」そして「アンジュー帝国」が有名である。しかし、この三つの「帝国」の構造比較は十分にはなされておらず、「クヌート北海帝国」と「ノルマン帝国」の間のノルマン征服が重要視されるあまり、連続性は意識されてこなかった。本稿では捨象した当該時期の政治史的な位置づけは、より長々とイムスパンで考えなくてはならぬ。

(92) 当時の埋蔵貨もほぼ同時期のイングランド銀貨が独占して、海外貨の流通を立証する<sup>93</sup>とは困難であろう。ひとつの試算を試みよう。流通を扱うので個別発見貨を使用する。九七三年の一型からヘンリー一世の最後の五六型までEMCのデータベースで確認できる銀貨は、三三二七枚、これに対して、フランス、ドイツ、イタリア、ノルウェー、デンマーク、ピザンツ、イスラーム地域からのほぼ同時期の銀貨が六〇枚となる。結果として、独

占率は九八%と推定される。個別発見貨からする限り国王銀貨が王国内で独占的に流通していたといえよう。

(93) 六型の発行(九九一から九九七年)は、九九一年に記録されている所謂ヴァイキングへの和解金支払いのためと推定される。九九一年に一〇〇〇〇ポンド、九九四年には一六〇〇〇ポンド、計二六〇〇〇ポンド、支払いの分だけで六二四万枚の銀貨に相当する。現在確認されている打型が四〇七二器なので、四〇〇〇〇万枚の発行が可能であった。Metcalfe, *An Atlas of Anglo-Saxon and Norman Coin Finds*, 115.

(94) Michael Dolley and C. N. Moore, 'Some Reflections on the English Coinage of Sihtric Caech, King of Dublin and York', *British Numismatic Journal* 43-4 (1973), 45-59.

(95) この時代のノルウェーの貨幣状況に関しては Svein H. Gullbekk, 'Vestfold: A monetary perspective on the Viking Age' in *Early Medieval Monetary History*, 331-347; Elina Screen, 'Currency Conversion: Coins, Christianity and Norwegian Society in the late Tenth and Eleventh century', *ibid.*, 349-376.

(96) フランドル伯ボルドウィン(九八九一—一〇三六年)とサント・メールの銘が入った、エセルレッド二世の六型模倣貨の重量は一・二グラムである。C. Richebe, *Les Monnaies féodales d'Artois de Xe au début du XIVe siècle* (Paris, 1963).

- (97) M. Bell ed. 'The Life of Wulfric of Haselbury by John Abbot of Ford', *Somerset Record Society* 47 (1933), 13.) の聖者伝は、一八〇年頃、すなわちヘンリー二世の「短十字型改革の頃に、フォードのシトラー修道院長ジョンの手によって書かれた。ウルフリックは、サマセットのロンプトン・マーティンで一〇八〇年頃に生まれた。小教区の聖職者になったが、鷹狩りに明け暮れていたという。史料に描かれた乞食との出会いが彼を変え、一二二五年頃、イゼルベリ・ブラクネットの教会の内陣の北に庵を結び、鎖をまとい、断食と冷水により全身を清める修行の生活をおくった。司教の認可を受けてはいないが、モンタキュートのシトラー修道士たちの支持を受けていたと言われる。ロンプトン・マーティンとイゼルベリ・ブラクネットの領主ウィリアム・フィッツ・ウォルターは彼の友人であった。脚色があったとしてもウルフリックは、狩猟を好み荘園の領主と友人関係にあったことから、地域「シエンターリ」の家系に属していたと思われる。三〇歳で聖職者になったとすれば、乞食との会話の時期は、一〇一〇年から二五年の間のことである。
- (98) G. Williams, 'Coin brooches of Edward the Confessor and William I', *British Numismatic Journal* 71 (2001), 63-70; Do., 'More Late Anglo-Saxon and Norman coin Jewellery', *British Numismatic Journal* 76 (2006), 337-39.
- (99) Martin Allen, 'Henry II and the English Coinage',

*Henry II: New Interpretations*, ed. Christopher Harper-Bill and Nicholas Vincent (Woodbridge, 2007), 257-277 at 257; Do., *Mints and Money in Medieval England*, 41. 具体的には Table 21, 42-43; N. J. Mayhew, 'From the Regional to Central Minting, 1158-1463', *A New History of the Royal Mint*, ed. by C. E. Challis (Cambridge, 1992), 83-178; M. Blackburn, 'Coinage and Currency under Henry I: Review', *Anglo Norman Studies* 13 (1991), 49-81.

(100) Roach, *Kingship and Consent in Anglo-Saxon England*, 871-978, 45-76.

(101) 当時の貨幣経済の性格については別の機会に議論した。<sup>5</sup> Cf. Henry Cliver Fairbairn, 'The Nature and Limits of the Money Economy in late Anglo-Saxon and Early Norman England', unpublished Ph. D. thesis submitted to King's College, London, August 2012.

(102) Judith Green, *Forming the Kingdom: Power in English Society 973-1189* (Cambridge, 2017), 67-70.

(103) P. D. A. Harvey, 'The English Inflation of 1180-1220', *Past and Present* 61 (1973), 3-30.

(104) 型 (type) の時期や順番は暫定的である。また各型にあらかじめ異型は無視した。通称は、適宜省略形を用いている。英語で表記し、日本語は必要に応じて本文中で表記した。参考文献は Metcalf, *An Atlas of Anglo-Saxon and Norman Coin Finds*; Allen, G. C. Brooke, *A Catalogue of*

*English Coins in the British Museum: The Norman Kings* (London, 1916); EMCのリーターベース。表記としては、例え<sup>24</sup>No 29 G.1はBrookeのカタログナンバー(BMC)である。

(105)彼の順番は、ロンドン、ヨーク、リンカン、ウインチェスター、スタンフォード、テトフォード、ノリッジ、チェスターの順である。D. M. Metcalf, *Continuity and Change in English Monetary History*, c. 973-1086, pt. 1, *BNV* 50-6 (1980), 20-49, at 33. 表二の順番は、ヒルの錢貨製造人の数から分類した生産力順位とほぼ対応する。D. Hill, *An Atlas of Anglo-Saxon England* (Oxford, 1981), no. 222.

#### 補註

王権の錢貨意匠の独占と各地の錢貨製造人による打型母型の受け取りのメカニズムについては、筆者は以下のようなモデルを想定しているが、詳細は機会を改めて論ずる予定である。統一的な錢貨の意匠と打型母型の製作は国王宮廷の書記(あるいは尚書)とお抱えの金細工師が独占していた。新しい打型が造られると、錢貨製造人は一マークあるいは一八シリングもしくは二〇シリングを国王に支払い、金銀細工師の手からそれを受け取った(Great Domesday Book, fos. 75, 172)。錢貨製造人は彼の名前と製造場が刻印された裏面の打型を造り、自分の製造場の戻ってから一ヶ月以内に、国王に錢貨製造の請負料として二〇シリング(二四〇ペンス)を支払い、国王の錢貨製造人として認証

された。(Great Domesday Book, fos. 26, 179.) ハバーン  
錢貨の製造は開始されたのである。

(熊本大学教授)



表一 エドガー王からヘンリー一世までの錢貨の様式<sup>(104)</sup>

型	国王(通称)	時期 <sup>①</sup>	型	国王(通称)	時期	型	国王(通称)	時期
1	エドガー(Reform)	973-975	21	(Small Flan)	1048-50	41	(Cross Fleury; v)	1098-1100
2	エドワード	975-979	22	(Expanding Cross)	1050-53	42	ヘンリー一世 (Annulets; i)	1100-1102
3	エセルレッド二世 (First Hand)	979-985	23	(Pointed Helmet)	1053-56	43	(Profile; ii)	1102-1103
4	(Second Hand)	985-991	24	(Sovereign/Eagles)	1056-59	44	(Pax; iii)	1103-1105
5	(Benediction Hand)	991	25	(Hammer Cross)	1059-62	45	(Annulets-Piles; iv)	1105-1106
6	(Crux)	991-997	26	(Facing Bust)	1062-65	46	(Voided Cross; v)	1106-1107
7	(Long Cross)	997-1003	27	(Pyramids)	1065-66	47	(Pointing Bust; vi)	1107-1109
8	(Helmet)	1003-1009	28	ハロルド二世 (Pax)	1066	48	(Quatrefoil-Piles; vii)	?-1111
9	(Agnus Dei)	1009	29	ウィリアム一世 (Profile; type i)	1066-68	49	(Larger Profile; viii)	?
10	(Last Small Cross)	1009-17	30	(Bonnet; ii) <sup>②</sup>	1068-70	50	(Cross in Quatrefoil; ix)	1111-13
11	クヌート (Quatrefoil)	1017-23	31	(Canopy; iii)	1070-72	51	(Full Face; x)	?
12	(Pointed Helmet)	1023-29	32	(Two Sceptres; iv)	1072-74	52	(Double Inscription; xi)	1117-19
13	(Short Cross)	1029-36	33	(Two Stars; v)	1074-77	53	(Smaller Profile; xii)	1119-21
14	ハロルド一世 (Jewel Cross)	1036-38	34	(Sword; vi)	1077-80	54	(Star in Lozenge Fleury; xiii)	1121-23
15	(Fleur-de-lis)	1038-40	35	(Profile; vii)	1080-83	55	(Pellets in Quatrefoil; xiv)	1123-25
16	ハルサクヌート (Jewel Cross)	1036-38	36	(Pax; viii)	1083-86	56	(Quadrilateral on Cross Fleury; xv)	1125-35
17	(Arm and Sceptre)	1040-42	37	ウィリアム二世 (Profile, i)	1087-89			
18	エドワード(証聖王) (Pax)	1042-44	38	(Cross-in-Quatrefoil; ii)	1089-92			
19	(Radiate Crown)	1044-46	39	(Cross-voided; iii)	1092-95			
20	(Trefoil-Quadrilateral)	1046-48	40	(Crosses pattée <sup>③</sup> ; iv)	1095-98			

①時期は推定値。 ②以下 type を省略する。 ③通称は後半を省略したものもある。

表二 九五九年から一三五年までのイングランドの錢貨製造場と生産力分類

分類 順位番号	錢貨製造場(枚数)
I部(1000枚以上) 1)---5)	1) London (5110), Y: 2) York (3095), L: 3) Lincoln (2911), Ha: 4) Winchester (1514), 5) L: Stamford (1220)
II部(500枚以上) 6)---11)	Ch: 6) Chester (968), Nf: 7) Thetford (798); 8) Norwich (713), K: 9) Canterbury (696), De: 10) Exeter (619), Ox: 11) Oxfröd (541)
III部(100枚以上) 12)---42)	Mx: 12) Southwark (401), K: 18) Dover (317); 36) Rochester (144), Sx: 17) Lewes (313); 19) Hastings (295); 20) Chichester (246); 42) Steyning (105), W: 31) Salisbury (168); 25) Wilton (197), Do: 32) Shaftesbury (168), So: 21) Bath (246); 22) Bristol (243); 35) Ilchester (149), De: 40) Totnes (120), Ber: 13) Wallingford (368), G: 16) Gloucester (328), H: 27) Hereford (196), Wo: 34) Worcester (164), Wa: 37) Warwick (141), Sh: 24) Shrewsbury (203), St: 23) Stafford (220), Bed: 33) Bedford (168), He: 37) Hertford (130), N: 30) Northampton (187), Le: 28) Leicester (194), Der: 40) Derby (121), No: 39) Nottingham (129), Ca: 15) Cambridge (345), Hu: 29) Huntingdon (187), E: 26) Colchester (197), Sf: 15) Ipswich (332)
IV部(50枚以上) 43)---56)	K: 43) Romney (94); 52) Sandwich (59), Ha: 54) Southampton (55), W: 50) Cricklade (67), Do: 47) Wareham (82), 48) Dorchester (72), De: 45) Taunton (96), De: 46) Lydford (83); 53) Barnstaple (58), St: 49) Tamworth (71), E: 51) Maldon (66), Sf: 44) Sudbury (94)
V部(50枚未満) 57)---95)	K: 59) Lympne (43); 67) Hythe (11), Sx: 76) Pevensey (6); 70) Cissbury (10), Sr: 61) Guildford (28), Ha: 80) New Port (?) (3); 73) Christ Church (8) (現在はDo), W: 57) Malmesbury (48); 68) Warminster (11); 77) Bevdwyn (6), Do: 63) Bridport (18); 78) Milbourne (6), So: 58) Watchet (45); 62) Bruton (26); 64) Langport (17); 69) Crewkerne (11); 71) Cadbury (10); 84) Axbridge (6); 86) Ferne (1); 87) Petherton (1), C: 66) Gottha Castle (12); 74) Launceston (8), Ber: 88) Reading (1), G: 60) Winchcombe (35); 83) Berkely (2), Wo: 85) Droitwich (2); 92) Pershore (?), Sh: 93) Bridgnorth (?), Bu: 65) Buckingham (17); 75) Aylesbury (7), N: 89) Peterborough (1), No: 72) Torksey (9); 81) Newark (3), L: 90) Horncastle (1), Nf: 94) Caistor (?), E: 95) Horden (?); 82) Carlisle (3), 79) Durham (6), 91) Rhuddlan (1)

州の略語 Bed: Bedfordshire, Ber: Berkshire, Bu: Buckinghamshire, C: Cornwall, Ca: Cambridgeshire, Ch: Cheshire, De: Devonshire, Der: Derbyshire, Do: Dorset, E: Essex, H: Herefordshire, Ha: Hampshire, He: Hertfordshire, Hu: Huntingdonshire, G: Gloucestershire, K: Kent, Le: Leicestershire, L: Lincolnshire, Mx: Middlesex, N: Northamptonshire, Nf: Norfolk, No: Nottinghamshire, Ox: Oxfordshire, Sf: Suffolk, Sh: Shropshire, So: Somerset, St: Staffordshire, Sx: Sussex, W: Wiltshire, Wa: Warwickshire, Wo: Worcestershire, Y: Yorkshire. CarlisleとDurhamそしてRhuddlanには州をあてていない。表記の1) London (5110)の1)は、生産量の推定順位を示す番号で、地名は図六の錢貨製造場を示す。錢貨製造場の配列順序はI部とII部は、生産数の順、III部以下は、ロンドンとミドルセックスから始まり、ケント、サセックス、ウェセックス域(アンダーラインを引いた)、テムズ川北岸の諸州、旧マールシア西部域からイングランド中部と東部、そしてハンバ川の北へと、州と州内の生産数の順で並べた。対象時期で枚数の不明のものでHillのAtlasにあるものには?をつけてV部に収めた。Hill, Atlas, no.217. 錢貨製造場の生産力に関しては、最新のデータを用いた分析であるが、メタカフの推定をほぼ立証した結果となった<sup>(105)</sup>。